

届出事項等の異動届

令和 年 月 日

岩手県選挙管理委員会 様

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

(代表者氏名の記載方法については、備考2を参照すること。)

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項
 { 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、
 同法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異 動 事 項		異 動 内 容			異動年月日
ふ り が な	新				平成・令和
政治団体の名称					・ ・
主たる事務所の所在地	新	(〒) 電 話 ()			平成・令和 ・ ・
	旧				
主たる活動区域		□岩手県から全国へ ・ □全国から岩手県へ □その他 ()			平成・令和 ・ ・
区 分		氏 名	住 所 ・ 電 話	生年月日	
ふ り が な	新		〒 電話 ()	大・昭・平	平成・令和
代 表 者				・ ・	・ ・
ふ り が な	旧				
	新		〒 電話 ()	大・昭・平	平成・令和
会 計 責 任 者	・ ・			・ ・	
ふ り が な	旧				
	新		〒 電話 ()	大・昭・平	平成・令和
会 計 責 任 者 の 職 務 代 行 者	・ ・			・ ・	
国 会 議 員 関 係 政 治 団 体 の 区 分	新	□ 1 号団体 公職の種類 (衆議院議員 ・ 参議院議員) (現職 ・ 候補者等)			平成・令和
		□ 2 号団体 候補者の氏名 (ふりがな) 公職の種類 (衆議院議員 ・ 参議院議員) (現職 ・ 候補者等)			・ ・
		□ 3 号団体 主宰する又は主要な構成員である国会議員氏名 □主宰 □主要 (ふりがな) 公職の種類 (衆議院議員 ・ 参議院議員)			
		□国会議員関係政治団体以外の政治団体 □その他 ()			
	旧	□ 1 号団体 公職の種類 (衆議院議員 ・ 参議院議員) (現職 ・ 候補者等)			
		□ 2 号団体 候補者の氏名 (ふりがな) 公職の種類 (衆議院議員 ・ 参議院議員) (現職 ・ 候補者等)			
		□ 3 号団体 主宰する又は主要な構成員である国会議員氏名 □主宰 □主要 (ふりがな) 公職の種類 (衆議院議員 ・ 参議院議員)			
		□国会議員関係政治団体以外の政治団体 □その他 ()			
そ の 他		□規約の異動 □被推薦書の内容 ()			平成・令和
		□課税上の優遇措置の異動 (無から有へ) □ 課税上の優遇措置の異動 (有から無へ) □支部の有無の異動 (無から有へ) □ その他 ()			・ ・

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、以下のいずれかの方法により記載すること。
 - ① 代表者本人の署名（自署）
 - ② 代表者本人の記名押印
 - ③ ①②のいずれにもよらない場合は、以下の書類を提示又は提出すること。
 - ア 代表者本人が提出する場合にあつては、代表者本人の本人確認書類
 - イ 代理人が提出する場合にあつては、当該代理人の権限を証する書面及び当該代理人の本人確認書類
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 5 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）のうち、令第5条第4号に掲げる文書の内容に異動があつた場合には、別紙に必要事項を記載の上、提出すること。それ以外の文書の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。